

「クライメート・トランジション・ファイナンス基本方針（案）」に対する
意見募集（パブリックコメント）におけるご意見の概要と回答

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
1	12	第3章 2. (4) e)	トランジション戦略の実行に伴い、ネガティブなインパクトを及ぼす可能性がある場合について、「その効果を失くすための対策に対する支出についても投資計画に追加すべきである」と修正すべき	本基本指針は、トランジション・ファイナンスに期待される事項をあらかじめ整理することにより、資金調達者と資金供給者の間の対話の基礎を形成することを目指しています。第3章 2. (4) e)「その効果を緩和するための対策に対する支出についても投資計画に追加することが望ましい。」は採用を推奨する事項と位置づけており、必須対応事項ではなくとも、資金調達者に「公正な移行」への対応が必要と想定される場合は、資金供給者の投融資の重要な判断材料になると考えています。なお、資金調達者の対応の適切性がどのように評価されるのか、投融資の対象として選択されるのか否かは最終的には市場に委ねられるものと考えられます。
2	—	—	「クライメート」は「気候」を使うべき。また、「タクソノミー」は和製英語を作っていたきたい。「マテリアリティ」は「重要課題」としていただきたい。	本指針においては、いずれも用語の意味が分かるように記載しており、問題ないと考えておりますが、貴重なご意見として承ります。
3	8	第3章 2. (1)	トランジション戦略に含む CO2 削減技術は、GHG プロトコルや CDP などの基準を参照して、明確にすべき。	トランジション戦略は科学的根拠を以て、パリ協定に整合することが求められるため、そのファイナンスの対象となる技術についても、一定の検証が行われるものと考えております。
4	12	第3章 2. (4) e)	公正で安全な雇用移行を求める。中立的な団体をステークホルダーとして、議論をすべき。	本基本指針は、トランジション・ファイナンスに期待される事項をあらかじめ整理することにより、資金調達者と資金供給者の間の対話の基礎を形成することを目指しています。雇用を含む「公正な移行」については採用を推奨する事項と位置づけており、資金調達者に「公正な移行」への対応が必要と想定される場合は、資金供給者の投融資の重要な判断材料になると考えています。なお、資金調達者の対応の適切性がどのように評価されるのか、投融資の対象として選択されるのか否かは最終的には市場に委ねられるものと考えられます。
5-1	—	第1章 第2章	本基本指針と ICMA ハンドブックで、対象範囲に差があるかを明確にすべき。	本基本指針と ICMA のハンドブックで対象とする範囲に違いはありません。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
5-2	6	第2章	定義において、「金融手法」には「ファイナンス・リース」が含まれることを明確にすべき。	トランジション・ファイナンスは本基本指針のみならず、グリーンボンド原則等の原則に準拠することを前提と考えており、ファイナンス・リースについて、それらに準ずる原則がないため、明示的に記載しておりませんが、トランジションの名を冠した金融商品の開発を妨げるものではありません。
5-3	—	—	発行に際して、「トランジション」とラベリングしたい場合、本基本指針を参考文献に挙げることは可能か。	参照可能です。そのための基本指針と考えております。
6-1	—	—	「資金調達者に期待される事項」に記載のある内容に「解説」や「補足説明」なども含まれているため、見出しを変更すべき。	ご指摘ありがとうございます。ご趣旨を踏まえ、見出しを「開示に関する論点」及び「開示事項・補足」に修正致します。
6-2	—	—	「開示が推奨される事項」については、「事項」を列挙すべき。「補足説明」とは区別すべき。	ご指摘ありがとうございます。ご趣旨を踏まえ、見出しを「開示に関する論点」及び「開示事項・補足」に修正致します。
6-3	10	第3章 2 (3) c)	排出削減目標について、「排出原単位又は絶対値のいずれの形式も取り得るが～」ではなく、「原単位ならびに絶対値での開示が望ましい」にすべき。	実務的には、全ての産業、企業において、絶対値及び原単位の両方で常に Scope 1～3 の目標設定が可能とは限らないと考えております。
6-4	11	第3章 2. (3) g)	「基準年次」については、ICMA ハンドブックには「ベースライン」とされており、「年次」だけでなくその算出方法やデータソースなどの情報も含まれるため、「ベースライン」と記載すべき。	ご指摘の通りであり、「基準年次等」に修正させていただきます。
6-5	13	第3章 2. (4) 1)	中小企業に開示の簡素化を認める場合、開示する項目については、「開示が推奨される事項」ではなく、「べきである」としている項目と明記するなど、記載方法を変更すべき。	ご指摘ありがとうございます。ご趣旨を踏まえ、見出しを「開示に関する論点及び開示事項とその説明」に修正し、「・・・困難である場合には、本項 h～j について記載を概要にとどめる等」に修正させていただきます。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
7	8	第3章 2. (1)	サプライチェーン関連企業が活用する場合も対象となるよう、中核企業との関係を資本関係や売上に占める割合など具体的な閾値を設けるべき。	他者のトランジションを可能にする活動として、サプライチェーンの関連企業においても、トランジション・ファイナンスの対象になり得るため、中核企業の戦略を参照する場合において、必ずしも資本関係が必要とは考えておりません。 また、資本比率とトランジション戦略の関係が必ずしも直結するわけではないと考えられるため、具体的な閾値を設定しておりません。開示の適切性がどのように評価されるのか、投融資の対象として選択されるのか否かは最終的には市場に委ねられるものと考えております。今後、事例を基に市場で形成されていく部分も多いと想定されるため、今後具体的な事例を通じた発信を行ってまいります。
8-1	3	第1章 2.6 段落目	サステナビリティ・リンク・ボンドでは、組織全体としての脱炭素化に向けた目標等を定めることが既存原則で定められているが、トランジションの対象となるか。	ご指定の箇所においては、資金使途の特定有無については触れておりませんが、第2章に記載の通り、資金使途を特定しない形式での資金調達もトランジション・ファイナンスの対象となり得ます。
8-2	3	第1章 2.7 段落目	本邦発行体が海外の市場を使って調達した資金を、国内外でその事業に活用する場合も上記の記載で読み込めるか。	本邦企業のトランジション・ファイナンスを念頭に本基本指針を策定していますが、本邦企業の海外での調達等についても、活用できるものと考えております。
9-1	3	第1章 2. 6 段目	他者のトランジションを可能にする為の活動の原資を調達する主体に対して、資金調達者に期待される4つの重要な開示要素がどのように適用されるのか、明示すべき。	他者のトランジションを可能にする活動の原資を調達する主体についても、資金調達者としての4要素は一定程度適用されるものと考えております。他方で、各業種や企業ごとの実務的な観点も踏まえた運用が行われると考えており、過度に対象等を限定するような明確な記載は行っておりません。開示の適切性がどのように評価されるのか、投融資の対象として選択されるのか否かは最終的には市場に委ねられるものと考えております。今後、事例を基に市場で形成されていく部分も多いと想定されるため、具体的な事例を通じた発信を行ってまいります。
9-2	—	—	気候関連情報の収集・開示について、その情報をタイムリーにかつ透明性が担保された形で収集できる技術への投資を前提とすべき。	本基本指針のなかで、個別の技術導入等についての記載は行いませんが、実務的な観点から、大変貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
9-3	—	—	本基本指針において、環境、社会に関するK P Iについて比較可能なものとなるように基準を明示すべき。	大変貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
10-1	9	第3章2 (1) k)	トランジション・ファイナンスにおける情報開示では、TCFD の指針に従い開示を行っていただければ十分であるか。	TCFD 提言は気候関連財務情報に関する開示フレームワークであり、必ずしもトランジション・ファイナンスに必要とされる開示内容と同じ訳ではありませんが、その親和性は高いと考えております。
10-2	12	第3章2. (4) g)	トランジション・ファイナンスでの資金調達には長期、多額になることが想定される為、ルックバック期間の柔軟な設定を可能すべき。	本基本指針に記載の通り、リファイナンスのルックバック期間は合理的な説明を行える範囲において、柔軟に設定されるものと考えております。
10-3	12	第3章2. (4) c)	「インパクト」について、具体的なイメージを明示すべき。	本基本指針は総則的な位置付けとして、過度に対象等を限定するような明確な記載は行っておりません。他のサステナブルファイナンスと同様に、開示の適切性がどのように評価されるのか、投融資の対象として選択されるのか否かは最終的には市場に委ねられるものと考えております。今後、事例を基に市場で形成されていく部分も多いと想定されるため、具体的な事例を通じた発信を行ってまいります。
10-4	—	第3章	ボンドやローンなどの金融手法により、開示すべき事項等の差異の有無やその必要性について明記すべき。また、金融機関により開示情報に差が出ないような指導をすべき。	大変貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
10-5	—	—	本基本指針で参照先として記載されている規則やガイドラインについての整理を工夫すべき。	大変貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
11	—	第1章	トランジション・ファイナンスに関する海外の先行事例について、利用者の理解を深めるために追記すべき。	海外先行事例が本基本指針を活用したトランジション・ファイナンスの参考になり得るかは不透明であり、また具体的事例は日々更新されていくものと認識しておりますので、個別事例の参考掲載は行っておりません。
12-1	3	第1章2. 2段目	本基本指針が、事業や R&D 活動への投資家からの資金供給を促進するためのものであり、日本の成長を促進する形で活用されるとの趣旨を明確にするため、p.3 10 行名の「有用である」以降に「従って、本基本指針は、資金調達者と資金供給者間の、脱炭素社会の実現並びに日本の成長に向けた建設的な対話に活用しうるものである」を追記すべき。	ご指摘ありがとうございます。ご趣旨を踏まえ、P2「資金調達社は・・・エンゲージメントすることで、投融資による利益を得ながら、パリ協定の実現や日本および世界の持続可能な社会と成長の実現に寄与する」に修正いたします。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
12-2	4	第2章 1. 2段目	「また、今後我が国では～」の部分は定義から分離し、【ご参考】のような形で、別括りにすべき。	ご指摘ありがとうございます。「また」を「なお」に修正いたします。
12-3	4	第2章 2. 2段目	誤「既存のグリーボンド」⇒正「既存のグリーンボンド」 誤「サステナビリティ・ボンド・ガイドライン」⇒正「サステナビリティボンド・ガイドライン」	ご指摘の通り、修正致します。
12-4	11	第3章 2. (3) e)	「短中期（3～15年）目標については」 注意書き等で「SBTiの時間軸を参考にしている」などの説明を加えるべき。	該当箇所はSBTiの時間軸を参考にしたものではなく、長期目標との間で一般的に設定し得る期間を例示したことになります。
13-1	11	第3章 2. (3) e) , f)	経路上という表現があるが、長期目標は「連続的イノベーション」だけでなく、「非連続イノベーション」の組み合わせによって達成されうものであるため、その点を踏まえた記載とすべき。	多くの多排出産業において、トランジション戦略の実現には、非連続イノベーションは不可欠であるため、経路は線形ではなく、非線形であることを記載しております。
13-2	11	第3章 2. (3) e)	以下の注釈22はBATについて誤認しており、削除すべき。「短中期の目標設定の際には、BAT（Best Available Technologies）等の活用を想定して水準を決めることが考えられるが、それら技術の活用によって長期目標の実現が困難になることが無いかを考慮すべきである。」	ご指摘に関して、トランジション・ファイナンスにおける資金使途としてBATの導入を否定する意図はありません。該当箇所については、トランジション・ファイナンスにおける短中期の目標設定に当たっては、トランジション戦略において定める長期戦略との整合が求められるとの前提を改めて述べているものです。
14-1	1	第1章 1. 6段目	EUでは「グリーンな経済活動を限定的に定義する「タクソノミー」が策定されている。」とあるが、まだ確定していないため、記載を変更すべき。	ご指摘ありがとうございます。明確化のために「策定中である」に修正いたします。
14-2	10	第3章 2. (3) d)	グリーン成長戦略は、我が国の2050年カーボンニュートラル及びパリ協定の実現に向けた戦略であり、IEAやIPCC同様に、広く認知されたシナリオとして記載すべき。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。グリーン成長戦略とも整合を取った分野別のロードマップを検討したいと考えております。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
15	－	－	・「あたらない」・「あたる」は、それぞれ「当たらない」、「当たる」に修正すべき。 ・「但し」は「ただし」に修正すべき。 ・「TCFD 提言」は「TCFD の最終報告書」に修正すべき。	ご指摘の通り、修正致します。
16-1	10	第 3 章 2. (3) b)	「科学的根拠のある目標」、「中期・長期目標の設定」、「定量的に測定可能」な目標設定に沿った戦略策定を推奨することを歓迎する。	ご意見ありがとうございます。
16-2	10	第 3 章 2. (3) c)	サプライチェーンの排出量を考慮すべきとした点は歓迎するが、「削減貢献も考慮し」との点は、国際的に認められた算定基準がなく、かつこれを考慮した削減目標は「科学的」とは言えないため削除すべき。	目標設定においては、すべての Scope を対象としていますが、同時に、「必要に応じて」削減貢献量も考慮した目標設定をすることを妨げるものではないと考えております。 ご指摘を踏まえ、主旨を明確にするために以下のとおり修正します。 「なお、Scope 3 については、資金調達者のビジネスモデルにおいて重要な削減対象と考えられる場合において、必要に応じて削減貢献も考慮し、実践可能な計算方法で目標設定されることが望ましい。<u>またこの際、必要に応じて削減貢献も併せて示すことが可能である。</u>」
16-3	11	第 3 章 2. (3) d)	業界等が定めた計画や業種別のロードマップについては、科学的根拠に基づくとともに、国際的な議論と整合していることを明確にすべき。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
17-1	－	－	黎明期にあるクライメート・トランジション・ファイナンスを普及させることで、我が国の 2050 年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現への貢献を目的とした「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」について、その目的および基本的な考え方について賛同するとともに、今回の取組みに貢献したい。	ご意見ありがとうございます。
17-2	2	第 1 章 1. 注釈 5	「投資家」の例示に挙がっている機関は「金融機関」とは別の主体として読める。しかし、「金融機関」が融資を実施する主体を指すならば、生命保険会社などの預金取扱機関以外の機関も「金融機関」に当たり得るため、そのことも含めて記載すべき。	記述を明確化するため、以下の通り修正いたします。 「資金供給者とは、投融資を実行する金融機関銀行及びアセットマネージャー、生命保険会社、年金基金等の金融機関・投資家を指す。」

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
17-3	10	第3章 2. (3) c)	排出削減目標については、すべてのスコープがカバーされることに賛成だが、スコープ3については、算出方法も開発途上のため、一律に対象とされているわけではないとの理解で問題ないか。	国際的な指針、動向も踏まえ、すべての Scope をカバーすべきと考えております。但し、Scope 3 については注釈の通り課題もあるため、なお書きとしております。
18	10	第3章 2. (2) e)	環境とエネルギーは密接な関係にあり、環境マテリアリティの特定にあたってはエネルギーの供給安定性やレジリエンス、安全なども踏まえてマテリアリティを特定することを追記すべき。	マテリアリティの特定プロセス等を開示されることは重要ですが、特定の分野に適用される限定的な記載は行っておりません。
19	—	—	本基本指針（案）は国際資本市場協会（ICMA）の「トランジション・ファイナンス・ハンドブック」に準拠しつつ、わが国の実情を踏まえた内容となっており、概ね高く評価できる。日本政府は、本基本指針の国内での普及に努めるとともに、トランジション・ファイナンスに関する基本的考え方を広く海外に発信し、国際的な理解の醸成と普及を図ることで、トランジション・ファイナンスに関する信頼構築とさらなる拡大を目指すべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。
20-1	—	—	2050 年カーボンニュートラルに向けて、様々な企業がトランジションのラベル取得とは関係なく、トランジションの取組みを行っている。そのため、トランジションラベルの取得を想定していない個別企業の取組みに何らかの影響を与え、結果トランジションに係る活動の妨げになることを避けるため、「本基本方針はラベリングを目的としており、ラベルの取得を想定していない個別企業のトランジションに対する取組み・活動（ファイナンスを含む）を妨げるものではない」等の追記をすべき。また、タイトルも合わせて変更をすべき。	ご指摘ありがとうございます。ご趣旨を踏まえ、P2「（以下「トランジション・ファイナンスという。」）を普及させ、 <u>トランジション・ファイナンスと名付けて資金調達を行う際の信頼性を確保することで</u> 」に修正いたします。
20-2	9	第3章 2. (1) k)	「～TCFD 提言などのフレームワークに整合した形で開示されることが可能である」とあるが、日本政府として TCFD 提言に基づく開示を進めているのであれば、望ましいとしても良いのではないか。	ご意見ありがとうございます。
20-3	10	第3章 2. (3) c)	すべてのスコープをカバーする目標設定が求められているが、Scope 3 まで「すべき」とするのは現実的にワークしないことが想定されるとともに、なお書きの文章に関する解釈が難しいため、「望ましい」に変更すべき。	国際的な指針、動向も踏まえ、すべての Scope をカバーすべきと考えております。但し、Scope 3 については注釈の通り課題もあるため、なお書きとしております。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
20-4	10	第3章 2. (3) c)	「Scope 3 については、資金調達者のビジネスモデルにおいて重要な削減対象と考えられる場合において、必要に応じて削減貢献も考慮し」とあるが、注釈にてどのような場合重要な削減対象と考えられるか明示すべき。	要素2のビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティを考慮いただくものと考えます。なお、本基本指針では、過度に対象等を限定するような明確な記載は行っておりませんが、今後、事例を基に市場で形成されていく部分も多いと想定されるため、具体的な事例を通じた発信を行ってまいります。
20-5	11	第3章 2. (3) d)	パリ協定と整合的な各国のNDCの補足説明について注釈をいれてはどうか。	「パリ協定と整合的なNDC」であることを説明した上で、当該NDCを活用することはICMAのハンドブックとも整合的と考えております。
20-6	12	第3章 2. (4) f)	「成果」と「目標」の整合性について、脚注23でインパクトファイナンスの基本的考え方について言及されているが、成果と目標の整合性が定量的に求められるのか、それとも定性的なハイレベルでの整合性でよいのか、事例を用いた補足説明をすべき。	成果（アウトカム）は可能な場合には定量的な指標が用いられ、測定方法や前提条件とともに示されることが望ましく、定量化が難しい場合には、定性的な評価として外部認証制度を利用することも考えられるとしています。また、目標は一貫性のある測定方法で定量的に測定可能であるべきとしています。他方、投資計画に含まれる投資は可能な限り織り込むことが望ましいとされておりますが、全てが織り込まれることまでは求められておりません。
21-1	5	第2章 2. 6段目	グリーンボンドとして発行される場合、市場関係者による意見が分かれるセクターや資金使途によって発行されたグリーンボンドに関しては、そもそも発行された債券のグリーン性が問われる状況と考えられるが、本基本指針において、そのような場合に「～トランジション・ファイナンスの要素を市場から求められる場合があることにも留意が必要である」と記載した趣旨は何か。	当該記載は、グリーンボンドガイドラインの第3章2. ⑩後段を踏まえた記載ですが、主旨をグリーンボンドガイドラインに正確に合わせるため、以下のとおり修文いたします。 「加えて、グリーンボンドとして発行されるものであっても、市場関係者によって意見が分かれるセクターや技術に対する <u>へのエクスポージャーを持つ企業による資金調達</u> である場合に、トランジション・ファイナンスの要素を市場から求められる場合があることにも留意が必要である。」
21-2	8,9	第3章 2. (1)	時間の経過や外部環境の変化で計画に変更が生じた場合、「○資金調達者に期待される事項」においては「考えられる」、「○開示が推奨される事項」においては「べきである」と異なっている。どちらかに合わせるべきではないか。また、「推奨される事項」において「べきである」との表現になっている点も修正すべき。	ご指摘ありがとうございます。ご趣旨を踏まえ、見出しを「開示に関する論点」及び「開示事項・補足」に修正いたします。

No	頁	該当箇所	ご意見の概要	回答
21-3	－	－	トランジション・ファイナンスは脱炭素への移行を支援する資金調達とされており、投資家に対する発行後のレポーティングも重要とされる。本基本方針においてもレポーティングに関して発行体への要請として内容を盛り込むべき。	本基本指針に記載のない事項については、グリーンボンド原則、ガイドラインを参照することとしており、レポーティングはグリーンボンドに従います。

提出意見数：50 件（21 の個人、事業者等から 50 のご意見をいただきました）

※「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（案）」とは関係のないご意見については、今後の参考とさせていただきます。